

機関継続検査（CMS）における確認検査の時期に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 B 編
（日本籍船舶用）

改正理由

- (1) 機関継続検査（以下、CMS という。）は、対象機器の検査間隔が 5 年を超えない範囲で計画的、かつ、継続的に行う検査方式である。また、本会が認める一部機器については、機関長による開放点検に代えることができ、この場合、本会検査員による確認検査が要求される。

確認検査は、開放点検日から 5 ヶ月以内に実施されなければならない旨規定されているが、たとえ機関長による開放点検を CMS の検査期日内に実施しても、本会検査員による確認検査が当該検査期日内に実施されなければ現行の取扱いにおいては、CMS を行ったとは見做されない。

この不合理を解消するため、機関計画保全検査（PMS）の要件を一部取入れ、CMS における確認検査の時期を、検査員による立会検査が必ず行われる定期的検査の時期までとし、検査期日についても、これまで検査員立会による確認検査日を基準として運用していたものを、機関長による開放点検日を基準とするよう関連規定を改めた。

- (2) 上記(1)の改正により、本会が認める一部機器に対する検査間隔を機関長による開放点検日を基準とするため、開放点検が適切な機関長により実施されていることを確認するよう関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 確認検査の時期を開放点検後から次回定期的検査の時期までとするよう改めた。
- (2) 次回の開放点検期日を機関長による開放点検日から 5 年とする旨規定した。
- (3) 確認検査において、立会検査員により機関長の経歴書を確認する旨規定した。